

## 4. 木津北・東地区を取り巻く最近の社会動向

### 4-1 山林・森林内の権利・保全

近年のわが国での山林・森林の権利や保全等に関する動向をまとめると次のように整理できる。

#### 概要

- ・近年、後継者のいない山林所有者等が山林を手放すケースが増加している。
- ・これに伴い、森林は木材資源としての経済価値のみならず、水源涵養や土砂防備等の公益的機能を有しているにも係わらず、投資を目的とした実態の不透明な企業や外国企業等による土地の買収も増加しており、今後大規模な買収等も懸念されている。
- ・そこで、こうした動きを踏まえ、議員による勉強会、国による実態調査の強化、自治体による水源地の保全・山崩れの防止・水道水の水質維持を目的とした民有地の買収（東京都・二セコ町等）が行われ始めている。

表 山林・森林の権利・保全に関する全国的な動き

| 事例              | 概要                                                                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 議員による勉強会の実施     | ・森林法改正案などを国会に提出                                                                         |
| 地籍調査を50%に引き上げる  | ・国土交通省は現在 42%にとどまっている山林地域の地籍調査を50%に引き上げる目標を設定<br>・林野庁においても、山林売買を巡る実態調査を強化               |
| 自治体による水源地の保全・買収 | ・北海道ニセコ町や東京都は水源にあたる民有地の買取に着手<br>・北海道では、山林や沼地の取引に契約前の届出を求める条例を検討(水源地の保全は山崩れ防止や水質維持につながる) |

(出典: 日本経済新聞／平成 22 年 6 月 26 日、日本経済新聞／平成 22 年 12 月 10 日)

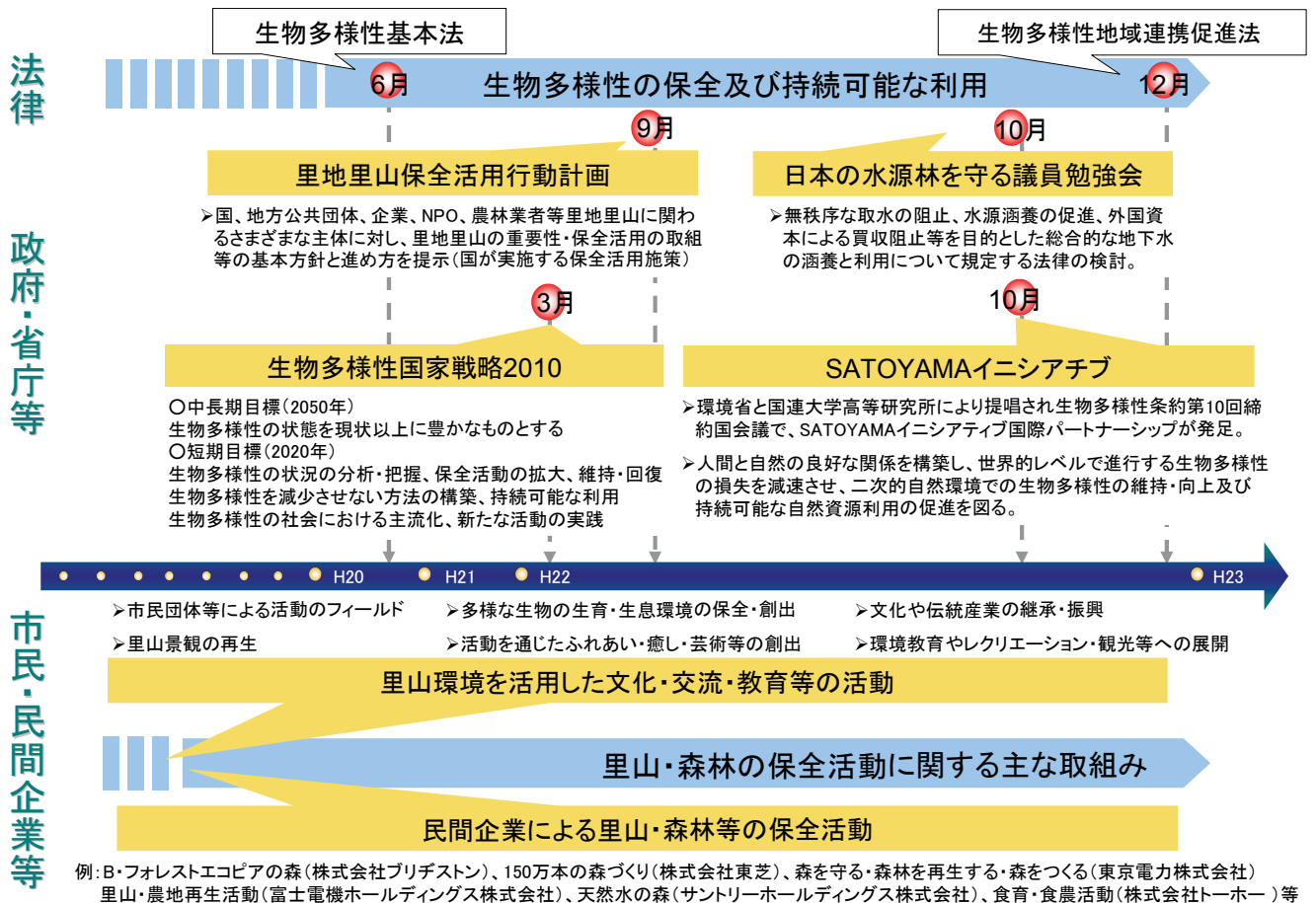
## 4-2 里山・森林の保全活動に関する最近の動き

里山や森林に対する国内の最近の動きをまとめると次のように整理できる。

### 概要

- ・生物多様性基本法（平成 20 年 6 月）の制定以降、国により生物多様性国家戦略 2010（平成 22 年 3 月）や里地里山保全活用行動計画（平成 22 年 9 月）等が策定されたほか、平成 22 年 12 月には生物多様性地域連携促進法が公布される等、里山の保全・再生に対する国内の意識は高まりつつある。
- ・さまざまな国内企業においても地域との交流や社員の意識向上等を目的とした自主的な里山・森林の保全活動も取組まれている。

図 里山・森林の保全活動に関する最近の動き



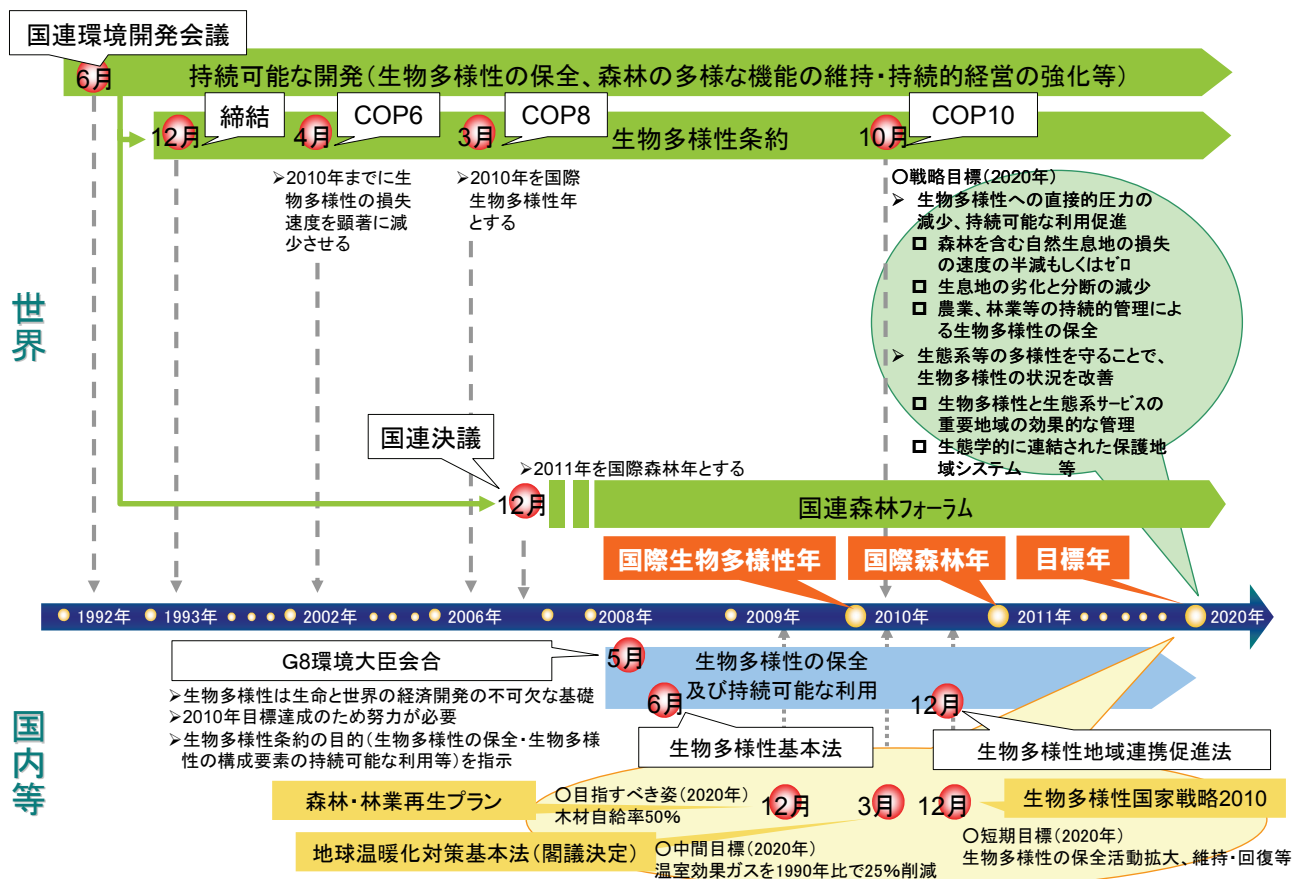
#### 4-3 生物多様性や森林に関するこれまでの足取りと長期的見通し

生物多様性や森林に関する世界的な足取りと、それを踏まえた長期的見通しについてまとめると次のように整理できる。

##### 概要

- ・国連環境開発会議（平成 4 年）に端を発する「持続可能な開発（生物多様性の保全等）」はその後の生物多様性条約や国連森林フォーラムを通じ、COP10（平成 22 年）において戦略目標（平成 32 年）「持続可能な利用促進、生態系等の多様性を守ることによる生物多様性の状況を改善等」がつくられ、それを受け国内外での取組みがはじまっている。
- ・とりわけ、平成 22 年は国際生物多様性年、平成 23 年は国際森林年に位置づけられ、多様な主体による目標実現に向けた取組みが行われはじめている。

図 生物多様性や森林に関するこれまでの足取りと長期的見通し



#### 4-4 木津北・東地区及び周辺での最近の動向

木津北・東地区の周辺における平成 20 年度の構想検討後の動向についてまとめると次のように整理できる。

##### 木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動の展開の概要

- ・平成 22 年に民間企業が自社工場の立地場所において良質な水を確保するため、水源涵養林の保全整備を目的とした協定を、NPO 団体等を通じて地元と締結し、森林の保全活動を実施している。
- ・活動を行う場所は木津北地区の近くであり、木津川の右岸側である。

##### 木津北地区へのエネルギー回収推進施設の建設の概要

- ・エネルギー回収推進施設は熱エネルギーの回収や利用による循環施設としてだけでなく、環境学習の学びの場や災害時における地域支援機能の確保も合わせて検討されている。
- ・施設の処理能力は 94t/日、稼働予定は平成 30 年度である。（平成 28 年度の稼働を目指す。）

##### <木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動の展開>

自社の工場周辺の水源涵養エリアの森を守り・水を育てることを目的として民間企業が木津川右岸の森林整備活動を円滑に実施するため、平成 22 年に京都府・木津川市・井手町・笠置町・和束町・南山城村・公益社団法人京都モデルフォレスト協会との間で協定を締結した。活動を行う面積は約 870ha で、契約期間は 30 年である。

図 木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動

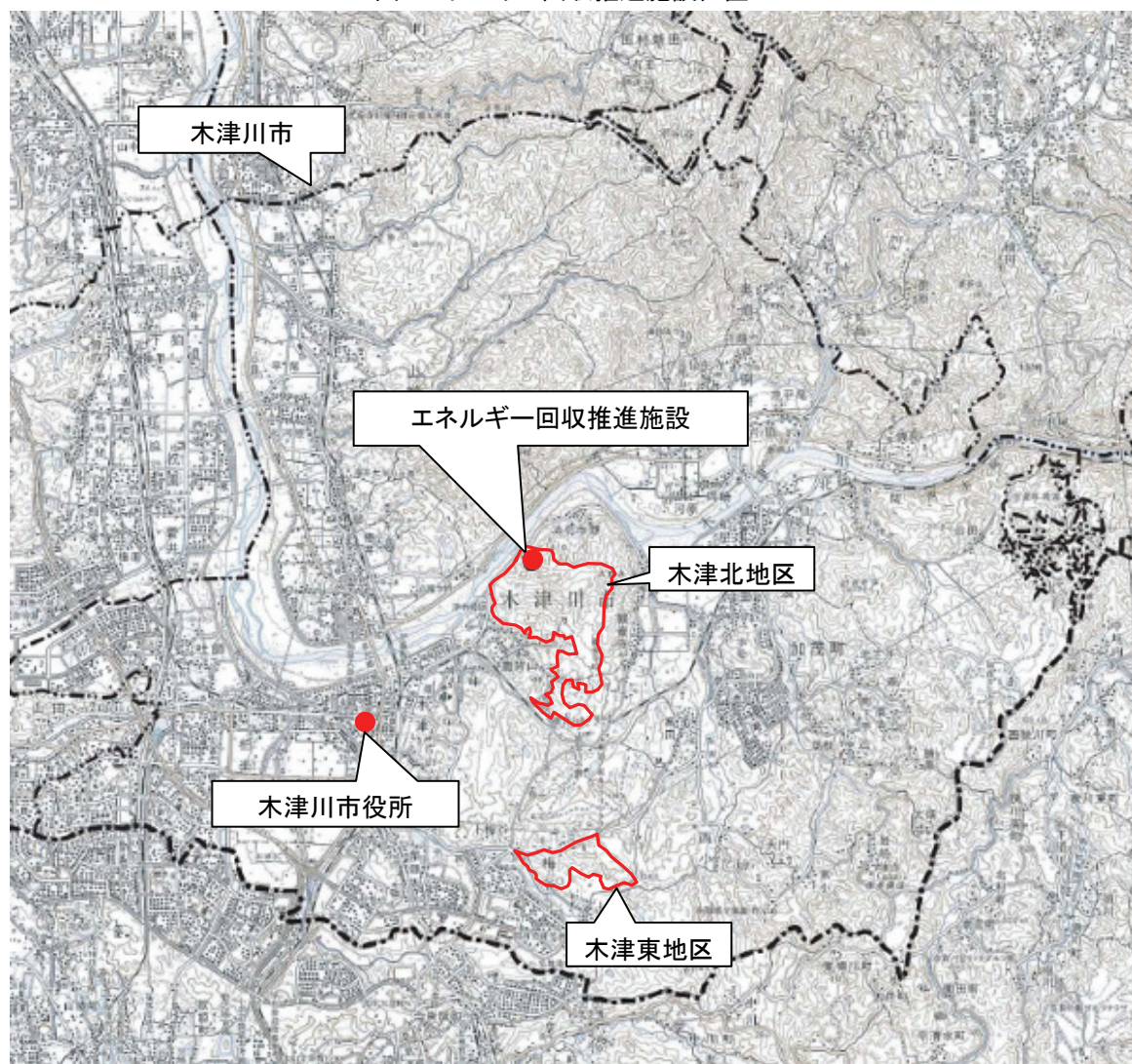


(出典: サントリーホールディングス株式会社HPに加筆)

### ＜木津北地区へのエネルギー回収推進施設の建設＞

相楽西部地区（木津川市、精華町）循環型社会形成推進地域計画（平成 22 年）に基づくエネルギー回収推進施設を木津北地区に整備する。エネルギー回収推進施設の整備は打越台環境センターの老朽化や処理能力の限界等の問題解決に資するために進められており、熱エネルギーの回収や利用に加えて、学びの場や災害時における地域支援機能等の確保も合わせて検討が進められている。

図 エネルギー回収推進施設位置



処理能力: 94t/日

稼働予定: 平成 30 年度

(※打越台環境センターの老朽化・損傷を鑑み平成 28 年度稼働を目指す)